

今後の運営方針と協議事項について

運営方針

官民連携協議会は、様々な自転車の交通安全教育に係る実施主体の情報共有の拠点とともに、それぞれの知見等を取り入れた自転車の交通安全教育に係るガイドラインの策定等、交通安全教育の更なる充実化を図るために設置



【令和8年以降の運営方針】

- 交通安全教育に係る情報共有の拠点
- 交通安全教育の運用状況や実施主体の要望等を踏まえた対応

協議事項

上記運営方針を踏まえ、主に以下の項目について協議

- ガイドラインを踏まえた交通安全教育に係る問題点等の共有と改善に向けた検討
- 交通安全教育の実施主体からのプレゼンテーション等を通じた好事例の共有
- 効果的な教育教材の紹介・共有、「自転車ポータルサイト」で紹介する教育教材の在り方の検討
- 自転車の交通安全教育実施事業者公表制度の運用状況の共有
- 主体別の具体的な教育教材を製作する必要性の検討

(例：短時間の教育機会で活用できるよう、重点項目のみを取り上げた資料の製作)

※必要に応じて一部の構成員を招集しての会議の開催を検討（設置要綱第5条第5号）